

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、『お客様のご満足』を経営の原点とし、お客様の期待を実現する新製品の開発に注力し、お客様の満足する品質・価格・納期・サービスの実現を通じて、広く社会的貢献を図ることを基本としております。

当社の基本的な配当政策につきましては、効率的な業務運営による収益力の向上、財務体質の強化を通じ、株主各位への安定的な配当の維持を基本方針としております。内部留保資金につきましては、長期的展望に立って収益を確保できる企業体質への改善を図るべく、消費動向を的確に捉える新製品開発、技術開発に有効活用してまいります。

当社は、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を確立するとともに、経営の透明性を高める観点から、経営監視体制の強化と有効性の確保に努めることが重要であると認識しております。また、株主・投資家重視のもと、透明性のあるディスクロージャー体制の充実に取り組んでおります。

当社は監査役制度を採用しております。取締役会は当事業に精通した取締役で構成することにより経営の効率化を図る一方、社外監査役を含む監査役機能の強化により、経営の健全性の強化を図っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
シチズンホールディングス株式会社	10,971,814	9.36
日本生命保険相互会社	5,887,239	5.02
株式会社埼玉りそな銀行	5,551,082	4.74
共栄火災海上保険株式会社	4,412,400	3.77
三井住友信託銀行株式会社	3,500,000	2.99
株式会社三井住友銀行	3,432,829	2.93
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	2,911,000	2.48
株式会社武蔵野銀行	2,171,613	1.85
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,140,000	1.83
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,098,000	1.79

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	精密機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満

直前事業年度末における連結子会社数

10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
梶田 茂	他の会社の出身者					○						
柴田 顕士	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
梶田 茂		シチズンホールディングス株式会社 取締役、シチズン時計株式会社 取締役	梶田茂氏は当社の大株主であるシチズンホールディングス株式会社及びシチズン時計株式会社の各取締役を務めており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。この経験を生かし、当社の経営全般に対して助言・提言をいただき、意思決定の妥当性・適正性を確保しております。なお、当社とシチズン時計株式会社とは継続的な営業取引並びにブランド使用契約を締結しております。
柴田 顕士	○	—	柴田顕士氏は、住友セメント株式会社(現住友大阪セメント株式会社)の取締役支配人人事部長、およびスミセイ海運株式会社(現エスオーシー物流株式会社)の代表取締役社長ならびに相談役を務められた経験を有しており、企業経営の経験に基づく高い見識と柔軟な判断能力を活かし、社外取締役の職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

小網 忠明	○	富士倉庫運輸株式会社 相談役	同氏は、当社が建物を賃貸しております会社の業務執行者でありましたが、後記【独立役員関係】に記載した当社の定める「社外役員の独立性に関する基準」にも抵触することはありません。 よって、一般株主との間に利益相反が生ずるおそれなく、独立役員として適格であると判断しております。
高木 権之助	○	——	高木権之助氏は、弁護士として企業法務に精通し、企業経営の健全性を確保する十分な知識と高い見識を有しており、社外監査役の職務を適切に遂行していただいております。 同氏は、当社が顧問契約を締結している弁護士のうちの一人ですが、その年額報酬も僅少であり、後記【独立役員関係】に記載した当社の定める「社外役員の独立性に関する基準」にも抵触することはありません。 よって、一般株主との間に利益相反が生ずるおそれなく、独立役員として適格であると判断しております。
櫻井 憲二	○	——	櫻井憲二氏は、公認会計士として財務及び会計に関する豊富な知識と経験を有しており、中立的・客観的な立場から社外監査役の職務を適切に遂行していただいております。 同氏は、当社の前会計監査人である有限責任あずさ監査法人の全国社員（パートナー）会議長を平成23年5月まで務めておりましたが、同監査法人在籍時に直接関与したことはなく、後記【独立役員関係】に記載した当社の定める「社外役員の独立性に関する基準」にも抵触することはありません。 よって、一般株主との間に利益相反が生ずるおそれなく、独立役員として適格であると判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新

4名

その他独立役員に関する事項

当社は、平成27年5月20日開催の取締役会において以下の内容による「社外役員の独立性判断基準」を決議しており、同基準に基づく独立役員の資格を満たす社外役員全員を独立役員として届け出ております。

当社の社外取締役及び社外監査役の独立性については、法令及び金融商品取引所規則が求める独立役員の基準に加え、当社独自の観点から以下のいずれにも該当することなく、当社の経営陣から独立した中立の存在でなければならない。

1. 現在および過去5年間において、当社及び子会社の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員、その他重要な使用人（以下、「取締役等」という。）となったことがない者（但し、現任の社外役員を除く）。
2. 当社及び子会社の取締役等の二親等内の親族でない者。
3. 当社の前年度期末の発行済株式総数の10%以上を保有する企業及び団体、若しくは当社が前年度期末の発行済株式総数の10%以上を保有する企業及び団体に所属したことがない者。
4. 現在および過去5年間において、当社グループの主要な取引先企業（当社の前年度連結売上高の2%以上の金額）の取締役等となったことがない者。
5. 現在および過去5年間において、当社グループの主要な取引先（連結総資産の2%以上に相当する金額の借入先）の取締役等となったことがない者。
6. 現在および過去5年間において、当社及び子会社より役員報酬以外に年額700万円を超える報酬を受領したことがない者。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

平成21年6月、平成22年6月において平成16年7月、平成17年7月にそれぞれ実施したストックオプションの行使期間が満了。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

第89期(平成26年4月1日～平成27年3月31日)
取締役(社外取締役を除く)総額97,337千円(員数7名)
監査役(社外監査役を除く)総額14,400千円(員数2名)
社外役員 総額11,520千円(員数4名)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

業績等を勘案し取締役会及び監査役の協議により決議しております。
取締役の報酬限度額は、平成18年6月23日開催の第80回定時株主総会において年額1億80百万円以内と決議しております。
また、監査役の報酬限度額は、平成18年6月23日開催の第80回定時株主総会において年額48百万円以内と決議しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役(社外監査役)専従担当は設置していない。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) [更新](#)

(1) 会社の機関の概要

当社は監査役制度を採用しており、取締役9名(うち社外取締役2名)、監査役4名(うち社外監査役3名)であります。なお、当社の取締役会及び監査役会は全て男性で構成されております。当社は、取締役会を当社事業に精通した取締役で構成することで、経営の効率化を図る一方、社外監査役を含む監査役機能の充実により、経営の健全性の強化をこれからも図ってまいります。

(2) 監査役の機能強化に向けた取組状況

当社は3名の社外監査役を招聘し、社外の専門的見地から、重要会議等において助言・提言をいただき、意思決定の妥当性・適正性を確保しております。当社は社内規程に従い、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議を行い、又は決議する事項については、監査役全員で構成される「監査役会」を原則毎月開催しております。また、監査役監査を補助するため、人事総務部に事務局を設置しており、監査役監査の遂行を支える体制を確保しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 [更新](#)

当社及び当社グループ経営に関わる重要事項は、社内規程に従い、経営に係わる重要方針、及び業務執行に関する重要事項等については、常勤取締役及び常勤監査役で構成される「経営会議」(原則月1回以上)において協議決定しております。さらに、法令または定款の定める事項のほか、取締役会規程の定める事項については、「取締役会」(原則月1回以上)において意思決定を行っております。

取締役会での決定に基づく業務執行は、代表取締役社長の下、業務担当取締役、各部門長らが迅速に遂行しております。また、内部統制機能を確立するため、組織規程や職務権限規程においてそれぞれの組織権限や実行責任者の明確化、適切な業務手続を定めております。

弁護士・会計監査人のコーポレート・ガバナンスへの関与状況につきましては、顧問弁護士からは適宜指導を受けるとともに、会計監査人には有限責任監査法人 トーマツを選任し、定期的に当社グループ全体への監査が実施されております。なお、会計監査業務を執行した公認会計士は高橋 勝氏、鎌田 竜彦氏および松浦 竜人氏の3名であり、会計監査業務に係る補助者は、公認会計士5名、その他8名であります。

監査役4名(社外監査役3名)は取締役会に毎月参加するなど、取締役の職務執行を十分に監視できる体制になっており、各事業所への監査も定期的に行っております。また、監査役は会計監査人より会計監査の方法と結果の報告を受けるなど、相互連携に努めております。

当社は、以上のような体制により、公正で効率的な企業経営を行えるものと考えております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	平成27年6月19日定時株主総会開催。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算短信、決算説明資料、有価証券報告書、報告書等を当社ホームページに掲載。	
IRに関する部署(担当者)の設置	企画財務部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	コンプライアンス・マニュアルにおいて行動規範及び行動指針として規定。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「内部統制システムの基本方針」を制定しております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) コンプライアンス全体を統括する組織として、コンプライアンス推進室を設置し、コンプライアンスの推進については、当社グループ(当社及び子会社から成る企業集団をいう。以下、同じ。)の役員及び従業員が、それぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題としてとらえ、法令及び定款を遵守して職務の執行に当たるよう当社グループの「コンプライアンス規程」及び「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、その推進を図る。
 - (2) 当社グループは「内部通報制度に関する規程」を制定し、内部通報制度を設け、法令違反若しくは不正行為による不祥事の未然防止及び早期発見並びに社会的信頼を確保する。
 - (3) 内部監査室を設置し、「内部監査取扱規程」を制定し、監査計画に基づき当社グループにおける業務執行が法令及び社内規程に適合しているか否かの監査を実施する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 取締役の職務の執行に係る文書その他の情報につき、「文書取扱規程」に従い保存及び管理を行い、必要に応じて規程の見直しを行う。
 - (2) 取締役及び監査役は、上記(1)の文書等を常時閲覧できる。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
「経営危機管理規程」に基づき業務執行上生じるリスクについては、当該部門が管理担当部門の協力を得ながら損失の発生を未然に防ぎ、有事においては必要に応じ対策本部を設置する。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 定例取締役会は毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令及び定款に定める事項のほか、「取締役会規程」で定める重要事項について意思決定を行うとともに、取締役の業務執行を監督する。
 - (2) 取締役会の機能強化と迅速な意思決定を図るため、経営に係わる重要方針、及び業務執行に関する重要事項のほか、「経営会議規程」で定める事項について経営会議で協議決定する。
 - (3) 取締役会及び経営会議の決定事項に基づく業務執行は、「組織規程」「職務権限規程」及び「業務分掌規程」においてそれぞれ責任者の権限・責任を明確化するとともに、執行手続きの詳細について定める。
5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 子会社の運営については、その自主性を尊重しつつ、「関係会社管理規程」に基づき行い、グループに係わる重要事項については、定期的にグループ会議を開催し、協議する。
 - (2) 監査役及び内部監査室は、各子会社における業務運営・管理の状況を定期的に監査する。
 - (3) 当社監査役に子会社取締役等から営業の概況を報告させる。
6. 財務報告の信頼性を確保するための体制
 - (1) 当社グループは財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法等の法令の主旨に則り、「財務報告に係る内部統制構築の基本方針」を定めるとともに、財務報告に係る内部統制の整備・運用を行い、その有効性を継続的に評価、報告する。
 - (2) 内部監査担当部門は財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を検討、評価し、監査を受けた部門は、是正、改善の必要があるときには、その対策を講ずる。
7. 監査役を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - (1) 監査役を補助するため管理担当部門に事務局を設ける。
 - (2) 独立性を確保するため、事務局員の人事異動については監査役会と事前協議を行う。
8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - (1) 取締役は会社に法令若しくは定款に違反する行為、又は著しい損害の生じる恐れのある事実を発見したときは、直ちに監査役に報告する。
 - (2) 取締役は監査役から業務の執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告を行わなければならない。
9. その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は取締役会及び経営会議に加え必要に応じて重要な会議に出席するほか、代表取締役と定期的な意見交換を実施する。又、会計監査人と適宜情報の交換を行うなどの相互連携を図る体制を構築する。
10. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその体制
 - (1) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体とは断固として対決し、一切の関係を持たないことを「コンプライアンス行動指針」に定め、基本方針としている。
 - (2) 又、管理担当部門統括のもと、適宜警察や顧問弁護士等の外部専門機関と連携し、組織的且つ速やかに対応する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、コンプライアンス行動指針において、反社会的勢力からの不当な要求に応じたり、あるいは反社会的勢力を利用する等の行為は行わないことを遵守事項として定めております。

また、反社会的勢力への対応部署を人事総務部と定めるとともに、警視庁管内特殊暴力防止対策連合会(特防連)等に参加し、反社会的勢力からの物品購入等の不当要求の排除やこれらに関する情報収集を行っております。支店などに不当要求があった場合には、人事総務部に連絡が入り必要に応じて警察及び顧問弁護士と相談し、対応することとしております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項